



医政発 0629 第 4 号
平成 28 年 6 月 29 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びに
アスベスト含有保温材等に関する注意喚起について（依頼）

病院におけるアスベスト対策については、「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の公表及び今後の対応について」（平成 20 年 9 月 11 日付医政発第 0911001 号厚生労働省医政局長通知。以下「平成 20 年通知」という。）などにより、従来から適切な対応をお願いしてきたところですが、今般、総務省行政評価局から、厚生労働省を含む関係省庁に対し、「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告（以下「勧告」という。）が行われました。

つきましては、勧告を踏まえ、下記のとおり、管下の病院の管理者等に周知するとともに、適切な対処について指導方お願いします。

記

1. 吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握、除去等の推進について

病院における吹付けアスベスト対策については、患者等の安全対策に万全を期すために、平成 17 年 8 月より「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査」及びその後のフォローアップ調査を実施してきたところであり、「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査の調査結果の公表等について」（平成 24 年 3 月 30 日付医政指発 0330 第 1 号厚生労働省医政局指導課長通知）において、「ばく露のおそれがある場所」を有し、未だ措置状況が「措置予定」又は「未定」となっている病院について、速やかにアスベストの除去等法令に基づき適切な措置を講じるよう引き続き指導するとともに、「分析調査中」の病院については、早期にアスベストの使用状況を明らかにし、状況に応じた適切な指導をお願いしたところではあります。

貴職におかれましては、病院におけるアスベストの使用実態を的確に把握するため、これまで実施した病院におけるアスベスト使用実態調査の関係資料（厚生労働省に対する報告文書、各病院への照会文書、病院からの回答文書等）を適切に保存するとともに、管下の病院の管理者等に対し、分析調査及びアスベスト含有建材の除去等の措置が未了の病院において、適切な対応が講じられるよう、改めて指導を徹底していただきますようお願いいたします。

また、吹付けアスベスト等が安定していて飛散のおそれのない病院であっても、破損の際にはアスベストの繊維が飛散するおそれがあるため、吹付けアスベスト等の損傷、劣化等によるアスベスト等の粉じん等の飛散により、ばく露のおそれがある場所を有する病院に対しては、平成 20 年通知でも記載していますが、関係法令等に基づき適切な措置を講ずるよう、重ねて指導方をお願いいたします。

2. アスベスト含有保温材等に関する注意喚起について

アスベストを取り巻く最近の状況については、国土交通省が実施した平成 23 年度建築基準整備促進事業「保温材、断熱材、スレート等のアスベスト含有建材の劣化等に伴う飛散性に関する調査」の報告を踏まえ、「煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について」（平成 24 年 9 月 13 日付基安化発 0913 第 1 号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知）が発出されるとともに、平成 25 年度に開催された「建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等技術的検討のための専門家会議」における検討の結果を踏まえた石綿障害予防規則の一部改正（平成 26 年厚生労働省令第 50 号）により、吹付けアスベストに加え、建築物等に張り付けられたアスベストを含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（以下「アスベスト含有保温材等」という。）についても、損傷、劣化等により、労働者がアスベストにばく露するおそれがあるときは、事業者は、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないとされたところです（平成 26 年 6 月施行）。

貴職におかれましては、管下の病院の管理者等に対し、アスベスト含有煙突用断熱材の適切な取扱いや石綿障害予防規則の遵守の徹底について注意喚起を行う等の周知をお願いいたします。

今後とも、アスベスト含有保温材等の損傷、劣化等によるアスベスト等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある場所を有する病院はもとより、アスベスト含有保温材等が安定していて飛散のおそれのない病院であっても、破損の際にはアスベストの繊維が飛散するおそれがあるため、引き続きアスベストの除去、封じ込め、囲い込み等法令等に基づき適切な措置を指導するなど、病院におけるアスベスト対策の徹底に万全を期されるようお願いいたします。

(参考)

「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告（平成 28 年 5 月 13 日）のうち厚生労働省関連事項（病院関係）抜粋

4 建築物等におけるアスベスト含有建材の使用実態の把握

(1) アスベスト使用実態調査の適切な実施及び拡充

ア 吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握、除去等の推進

(ウ) 病院

厚生労働省は、平成 17 年度に、県を通じ、8 年度以前に竣工した病院について、主にレベル 1 のアスベスト含有建材の使用実態調査を実施し、その後、フォローアップ（以下、フォローアップを含め「病院アスベスト使用実態調査」という。）を実施している。

16 県における病院アスベスト使用実態調査の実施状況等を調査したところ、次のとおり、使用された建材にアスベストが含有されているかを確認するための分析調査を要する病院や飛散・ばく露のおそれがあるアスベスト含有建材の除去等が完了していない病院が残存しているにもかかわらず、分析調査や除去等の措置の実施について、適切に指導されていない状況がみられた。

病院アスベスト使用実態調査の結果（平成 24 年 3 月 30 日公表）によると、調査した 16 県のうち、12 県において、①アスベスト含有建材の有無の確認のため分析調査を行う必要があるもの（10 県 33 病院）、②使用が判明したアスベスト含有建材の除去等の措置が完了していないもの（8 県 19 病院）が残っている。

これら分析調査が必要な病院及びアスベスト含有建材の除去等の措置が未了の病院について、厚生労働省は、「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査の調査結果の公表等について」（平成 24 年 3 月 30 日付け医政指発 0330 第 1 号厚生労働省医政局指導課長通知）において、県に対し、病院の管理者等が速やかに分析調査、除去等の措置を講ずるよう指導を行うことを依頼しているが、①分析調査の実施を指導していないもの（3 県 7 病院）、②アスベスト含有建材の除去等の実施を指導していないもの（1 県 4 病院）がみられた。

指導を行っていない理由について、調査した県では、記録が残っておらず判然としないものもあるが、アスベスト含有建材の除去等の措置は病院が自主的に行うべきものであり、指導を行う必要はないとするもの（1 県）のほか、これまで実施した病院アスベスト使用実態調

査の関係資料（厚生労働省に対する報告文書、各病院への照会文書、病院からの回答文書等）が保存されていないため、分析調査を要する病院の特定ができない状態にあるもの（1県）もみられた。

しかしながら、病院利用者等のアスベストによる健康被害を未然に防止する上で、アスベスト含有建材の使用の有無の確認、除去等の措置を講じておくことは極めて重要であり、関係資料を確実に保存し、適切な対応が講じられるよう指導していく必要があると考えられる。

【所見】

したがって、厚生労働省及び国土交通省は、病院、社会福祉施設等及び民間建築物におけるアスベストの使用実態を的確に把握し、その除去等を進める観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 厚生労働省は、病院アスベスト使用実態調査について、県に対し、その関係資料を確実に保存するよう周知徹底するとともに、分析調査及びアスベスト含有建材の除去等の措置が未了の病院において適切な対応が講じられるよう、改めて指導の徹底を図るよう要請すること。（後略）

イ アスベスト含有保温材等の使用実態の把握等

（イ）病院及び社会福祉施設等

病院及び社会福祉施設等については、調査対象県市ではアスベスト含有保温材等の使用状況を調査しているものはみられなかった。

その理由について、調査対象県市は、①平成26年3月に石綿則が改正されたこと等の状況を承知していないことのほか、アスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査を行う場合、②厚生労働省から調査の実施について要請がないこと、③当該調査の実施に伴う施設所有者の負担や専門家による調査を行うための県市の経費負担が生じること等を挙げている。

既にアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査が行われている学校施設等や地方公共団体所有施設の一部に対する調査結果をみても、アスベスト含有保温材等の使用が一定程度認められ、その損傷、劣化等によるばく露のおそれが指摘されており、これらの状況に鑑みると、地方公共団体所有施設、病院、社会福祉施設等について石綿則の遵守の徹底等に関する注意喚起やアスベスト含有保温材等の使用状況の把握とその損傷、劣化等の点検を進めていくことが必要と考えられる。

【所見】

したがって、総務省及び厚生労働省は、アスベスト含有保温材等の劣化、損傷等による施設利用者等の健康被害の発生を未然に防止する観点から、次の措

置を講ずる必要がある。

① （略）

② 厚生労働省は、県市に対し、病院及び社会福祉施設等の所有者等に石綿則の遵守の徹底等について注意喚起するよう要請するとともに、アスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査の実施を要請すること。